

\* 正誤に一部修正を加えました。

平成 26 年版  
パーフェクト宅建過去問 10 年間  
【法改正のお知らせ】

(3621)

平成 26 年 7 月 25 日  
 (株)住宅新報社  
 出版・企画グループ  
 TEL. 03-6403-7806

【法改正による修正】 上記書籍に、以下のような法改正による修正が生じたので、お知らせいたします。なお、今年度の本試験は、平成 26 年 4 月 1 日現在施行の法令等に基づいて出題され、平成 26 年 10 月 19 日（日）に実施されます。

ページ・位置	改正前	改正後
P6 上 5 行目の後に挿入	(2) 非嫡出子の相続分 嫡出でない子の相続分を嫡出子の 2 分の 1 と定めた規定（民法 900 条 4 号ただし書部分）が削除され、同等になった。	
P7 下 11 行目の前に挿入	(5) 報酬告示の改定 消費税が 5 % から 8 % に変更されたのに伴い、課税業者は 8 %、免税業者は 4 % を報酬に上乗せして請求できることになった。これに関連して、報酬計算を行う場合に、問題分の建物価額が消費税込みになっているときは、消費税分として 8 % を控除することに注意を要する（本体価額）。 (6) 監督処分のお知らせ 都道府県知事が業務停止処分等の処分を行った場合、公告は、公報の他に、「ウェブサイトへの掲載その他の適切な方法」で行えることになった。なお、国土交通大臣の場合は、従来どおり、官報によって行わなければならない。	
P8 下 12 行目の前に挿入	⑫ 指定都市の一部を含む都市計画区域にあっては、その区域内の人口が 50 万未満であるものは、必ずしも区域区分をする必要はない。 ⑬ 都市施設として「一団地の復興拠点市街地形成施設」が新たに規定された。	
P9 上 2 行目の	3 条許可で	① 3 条許可で
P9 上 3 行目の後に挿入	② 「農地・採草放牧地について、相続等により所有権等を取得した者が農業委員会に届出をした場合、農業委員会は、必要があれば、届出者に対して所有権の移転等の斡旋その他必要な措置を講ずるものとする」旨の規定が削除された。	
P9 上 8 行目の後に挿入	(5) 宅地造成等規制法 都道府県知事が規制区域を指定した場合、改正前は、国土交通大臣への報告義務が規定されていたが、改正により削除された。改正後は、指定区域を公示し、関係市町村への通知をすればよい。	
P340 問 10 ① 上 2 行目	F が 6 分の 1 である。F も嫡出子であることに注意。	F が 6 分の 1 である（民法 900 条 1 号、4 号）。

P405 問 16 ④ 下 1 行目	画区域の都市計画では	画区域（指定都市の区域の一部を含む都市計画区域にあっては、その区域内の人口が 50 万未満であるものを除く）の都市計画では
P437 問 16 ③ 下 1 行目	域である。	域（指定都市の区域の一部を含む都市計画区域にあっては、その区域内の人口が 50 万未満であるものを除く）である。
P442 問 23 ④ 下 2 行目	10%から 50%であり	10%から 50%（平成 27 年 1 月 1 日以降 55%）であり
P442 問 23 ④ 下 1 行目の後に挿入	なお、租税特別措置法 70 条の 3 の特例は、平成 26 年 12 月 31 日までの贈与とされている。	
P535 問 18 ② 上 1 行目	指定都市の都市計画区域では	指定都市（例外もある）の都市計画区域では
P540 問 26 ① 上 3 行目	対価の額が 1.5 億円以下	対価の額が 1 億円以下
P540 問 26 ④ 上 3～4 行目	適用期限が平成 25 年 12 月 31 日まで	適用期限が平成 27 年 12 月 31 日まで
P541 問 27 ④ 最後に挿入	なお、租税特別措置法 70 条の 3 の特例は、平成 26 年 12 月 31 日までの贈与とされている。	
P541 問 28 ② 上 2 行目	最大で 1,200 万円が控除される。	最大で 1,200 万円が控除される（認定長期優良住宅を除く）。
P572 問 28 ④ 下 2～3 行目	なお、平成 26 年 3 月 31 日までに	なお、平成 28 年 3 月 31 日までに
P602 問 28 ④ 下 2～3 行目	なお、平成 26 年 3 月 31 日までに	なお、平成 28 年 3 月 31 日までに
P628 問 27 ④ 最後に挿入	なお、租税特別措置法 70 条の 3 の特例は、平成 26 年 12 月 31 日までの贈与とされている。	

【正 誤】 本書籍におきまして、以下のような記述の誤りがありました。謹んでお詫び申し上げます。

ページ・位置	誤	正
P354 問 34 ① 下 2 行目	宅地建物取引業法 37 条の 2 項 1 項	宅地建物取引業法 37 条の 2 第 1 項
P423 問 48 ② 上 4 行目	ここ数年は次頁の表の	ここ数年は下記の表の